

地域密着型サービスに係る運営推進会議等及び外部評価について

旭川市福祉保険部指導監査課

地域密着型サービス事業所においては、サービス種別に応じて運営推進会議等及び外部評価を実施することとされています。

これらにつきまして、令和3年度介護報酬改定及び新型コロナウイルス感染症感染防止に係る人員基準等の臨時的取扱いに伴う変更等がありましたので、あらためて制度の概要をお知らせしますので、御確認くださいませようお願いします。

1 運営推進会議等について

(1) 概要

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例において、地域密着型サービス事業所は運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、介護・医療連携推進会議）を設置することとされており、その目的は次のとおりです。

会議名	目的
介護・医療連携推進会議	利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報交換を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置する。
運営推進会議	利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置する。

(2) 実施

事業所において、あらかじめ構成員を選定し、サービス種別ごとに定められた開催頻度により実施してください。

ア 構成員

運営推進会議等の構成員は以下のとおりです。各区分に該当する方を構成員として選定してください。

事業所及び運営法人等の職員は構成員に含まれませんので、事業所職員等のみでの開催は運営推進会議等の開催要件を満たさないことに留意してください。

区分	対象者
利用者	
利用者家族	
地域の代表者	町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等
市職員又は地域包括支援センター職員	※毎年度4月に、長寿社会課で担当者を選定し、担当者より事業所へ連絡します。
当該事業に知見を有するもの	事業者団体関係者、学識経験者等
地域の医療関係者	地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー

※介護・医療連携推進会議のみ	等
----------------	---

イ 開催頻度

サービス	開催頻度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 	おおむね6月に1回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	おおむね2月に1回

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取扱い

運営推進会議等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、運営推進会議等を文書による報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に対応することができることとされました。

しかしながら、長期にわたり運営推進会議が開催されない、一部の構成員のみで開催するなどの状況が続くことは、運営推進会議設置の趣旨に照らして適切ではないことから、やむを得ず開催できない状況が継続する場合につきましては、書面による開催を検討してください。

※構成員ではない事業所職員のみでの会議は、運営推進会議に該当しませんので御留意ください。

※ 柔軟な対応

上記による柔軟な対応を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から実施する旨を記録、保存してください。

なお、当該柔軟な対応は運営推進会議の開催には該当しません。

※ 書面による開催

運営推進会議を書面により「開催」する場合は、会議の開催要件として次の点に留意してください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から書面で開催する旨を記録、保存する。
- ・ 構成員全員に対し、運営推進会議の開催資料として活動状況等に関する資料を書面等により送付する。
- ・ 意見書の様式を開催資料に同封し、期日を設けて返信を求めるなどの方法により、評価、要望、助言等を受ける。
- ※一般的なアンケートではなく、会議の議題、資料等に関する意見。
- ・ 議事録を取りまとめ、事業所において関係資料を保管、公表する。
- ・ 運営推進会議開催報告書に、当該書面開催に係る資料を添付する。

エ 令和3年度介護報酬改定に伴う変更

(7) テレビ電話装置等を活用した開催

令和3年度介護報酬改定に伴い、テレビ電話装置等を活用した開催も可能となりました。

利用者又はその家族が参加する場合については、テレビ電話装置の活用について同意を得たうえで実施してください。

なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

(4) 運営推進会議を活用した外部評価

令和3年度介護報酬改定に伴い、認知症対応型共同生活介護事業所に係る外部評価について、従来の外部評価機関による評価と、運営推進会議を活用した評価のいずれかによることとされました。

実施に当たっては、「外部評価」の項目を御参照ください。

(3) 市への報告

認知症対応型共同生活介護事業所において実施した運営推進会議の報告については、開催から1か月以内を目途に「運営推進会議開催報告書」を指導監査課へ提出してください。

その他のサービスの事業所においては、市への報告は必要ありませんが、事業所において適切に会議の実施、記録及び公表を行われますようお願いいたします

なお、開催状況を適切に確認する観点から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため報告、延期、中止等とした場合につきましても、「運営推進会議開催報告書」によりその旨を報告してください。

(4) 根拠法令等

- ・旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
※各サービスにおける「地域との連携等」の項目
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月21日付け老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
※各サービスにおける「地域との連携等」の項目

2 外部評価について

(1) 概要

地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施することとされています。

このうち、認知症対応型共同生活介護以外のサービスについては、平成27年度から介護・医療連携会議又は運営推進会議において評価を受けることとされました。

また、令和3年度介護報酬改定において、認知症対応型共同生活介護の外部評価については、従来の外部評価機関による評価と、運営推進会議を活用した評価のいずれかを選択して実施することとなりました。

(2) 実施

ア 外部評価機関による評価

認知症対応型共同生活介護事業所において、外部評価機関による評価を受ける場合は、従前のとおり実施してください。

イ 運営推進会議を活用した評価

運営推進会議を活用した評価を受ける場合は、次の点に留意して実施してください。

(ア) 構成員の出席要件

評価を行う運営推進会議については、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にあるものの参加が必要です。これらの者がやむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し、いただいた意見を運営推進会議で報告する等により、一定の関与を確保してください。

(イ) 構成員への説明

運営推進会議を活用した評価を実施するに当たっては、構成員に利用者、利用者家族、地域の代表者等も含まれることから、自己評価において明らかになった課題等について、様式の提示のみによらず、具体的な内容やその改善方法等を下明らかにした資料を提供するなど、構成員が評価に参加しやすい環境づくりに配慮してください。

(3) 市への報告

認知症対応型共同生活介護事業所において、自己評価及び外部評価を実施した場合は、次の書類を提出してください。

その他のサービスの事業所においては、市への報告は必要ありませんが、事業所において適切に評価の実施、記録及び公表を行われますようお願いいたします。

ア 外部評価機関による評価を実施した場合

自己評価及び外部評価結果（別紙４－１）及び目標達成計画（別紙４－２）

イ 運営推進会議を活用した評価を実施した場合

運営推進会議開催報告書の「４会議内容（１）サービス評価の実施」欄を「あり」にチェックし、議事録及び評価に係る資料を添付してください。

(4) 根拠法令等

- ・旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
※各サービスにおける「取扱方針」の項目
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第３条の３第１項に定める介護・医療連携推進会議、第３４条第１項（第８４条、第１８２条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施について
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第９７条第８等に項に規定する自己評価・外部評価について（平成１８年１０月２７日付け老計発第１０１７００１号）

運営推進会議及び外部評価については、旭川市ホームページにおいて周知していますので、こちらを御確認ください

(旭川市ホームページ掲載箇所)

ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険
>申請・届出>地域密着型サービスの運営推進会議等及び外部評価